

当初設計書		設計工事費	(消費税及び地方消費税額)	設計		精算	
		当初金	() 円也				
起工番号 : 道維（委）第7号 工期 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年03月01日 公共 事業名 : 道路維持修繕事業 諸経費率 : 公共 令和06年10月01日 工事名 : 路面清掃業務委託（単価契約） 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 工事場所 : 久留米市 内各町 地内							
設計概要	(当初設計)						
	別紙単価表のとおり						

令和7年度

路面清掃業務委託（単価契約）

工 種	規 格	単位	基 礎 単 価	委 託 価 格	委託請負価格	消費税	契約単価
路面清掃工（車道・機械）		km					
路面清掃工（車道・機械） 【 夜間】		km					
路面清掃工（歩道・人力）	歩道掃き出し	km					
路面清掃工（路肩部・人力）	塵埃量・多い	km					
路面清掃工（路肩部・人力）	塵埃量・普通	km					
路面清掃工（路肩部・人力）	塵埃量・少ない	km					
塵埃運搬工	人力積込・運搬	m ³					
塵埃処分工	第3 種発生土（草木混り）	m ³					
塵埃処分工	第4 種発生土（草木混り）	m ³					
路面清掃工（歩道・肩掛式）	除草・集草・運搬	km					
路面清掃工（歩道・人力）	歩道（草の処理）普通	km					
刈草処分	宮ノ陣クリーンセンター処分料	百kg					
地下道清掃（床面・人力）	172m ² /回	回					
地下道清掃（壁面・人力）	74m ² /回	回					
JR久留米駅西口広場清掃（床面・人力）	1100m ² /回	回					
西鉄久留米駅東口広場清掃（床面・人力）	歩・車道920m ² /回	回					
合 計							

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各工種における委託価格の合計額にて行い、その請負率を各工

種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。

委託価格は予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に

記載された数量を目安とするが、当該年度の要望数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額

と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるので

その場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価

とする。

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号：道維（委）第7号 工期：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度：令和 7 年度 単価世代：令和07年03月01日 公共 事業名：道路維持修繕事業 諸経費率：公共 令和06年10月01日 工事名：路面清掃業務委託（単価契約） 設計部課名：都市建設部公園土木管理事務所 工事場所：久留米市 内各町 地内					
設 計 の 概 要	（当初設計）				
	路面清掃工（車道・機械）1式				
	路面清掃工（車道・機械）【夜間】1式				
	路面清掃工（歩道・人力）1式				
	路面清掃工（路肩部・人力）1式				
	塵埃運搬工1式				
	塵埃処分工1式				
	路面清掃工（歩道・肩掛式）1式				
	路面清掃工（歩道・人力）1式				
	刈草処分1式				
	地下道清掃（床面・人力）1式				
	地下道清掃（壁面・人力）1式				
	JR久留米駅西口広場清掃（床面・人力）1式				
	西鉄久留米駅東口広場清掃（床面・人力）1式				

路面清掃業務委託（単価契約）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事	1	式				
路面清掃工（車道・機械）	180	km			単 1 号	
路面清掃工（車道・機械） 【夜間】	1	km			単 2 号	
路面清掃工（歩道・人力） 歩道掃き出し	160	km			単 3 号	
路面清掃工（路肩部・人力） 塵埃量・多い	1	km			単 4 号	
路面清掃工（路肩部・人力） 塵埃量・普通	1	km			単 5 号	
路面清掃工（路肩部・人力） 塵埃量・少ない	1	km			単 6 号	
塵埃運搬工 人力積込・運搬	1	m3			単 7 号	
塵埃処分工 第3種発生土（草木混り）	5	m3			単 8 号	
塵埃処分工 第4種発生土（草木混り）	5	m3			単 9 号	
路面清掃工（歩道・肩掛式） 除草・集草・運搬	5	km			単 10 号	
路面清掃工（歩道・人力） 歩道(草の処理) 普通	1	km			単 11 号	

路面清掃業務委託（単価契約）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
刈草処分 宮ノ陣クリーンセンター処分料	5	百kg			単 12 号	
地下道清掃（床面・人力） 172m2/回	3	回			単 13 号	
地下道清掃（壁面・人力） 74m2/回	3	回			単 14 号	
JR久留米駅西口広場清掃（床面・人力） 1100m2/回	3	回			単 15 号	
西鉄久留米駅東口広場清掃（床面・人力） 歩・車道920m2/回	3	回			単 16 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

路面清掃業務委託（単価契約）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

路面清掃仕様書

- 1 この仕様書は、久留米市長が管理する市道（以下「道路」と言う）の路面清掃業務について必要な事項を示すものである。清掃に関しては、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」その他監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

また、作業により発生するゴミ等の処理にあたっては、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を遵守し、「一般廃棄物」として適切な処理を行わなければならない。

- 2 設計図書並びに本仕様書中、設計書における数量は各工種の単位当たり単価を決定するための設計数量である。

また、仕様書に添付している位置図は、予定箇所であり、増減することがある。

- 3 受注者は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を1名選任した上で、各業務現場には現場責任者1名（腕章着用）を常駐させなければならない。

- 4 委託箇所、数量及び工期等については、「指令書」により指示する。

指令書の数量は、計算過程（単位km）において少数第2位までとし、その合計指令数量（単位km）は少数第1位までとする。

ただし、単位が「回」「人日」の工種は整数止めとする。

- 5 作業について

清掃業務の施工にあたって、路面清掃工（機械）は路面清掃車（ブラシ式）及び散水車によるものとし、関係設計図書並びに本仕様書に準拠し（地下道清掃については、洗剤・水・ウェス等を使用し）入念、確実に行わなければならない。

- （1） 受注者は着手前に「施工体系図」「緊急時の体制・連絡系統図」に関する書類を提出しなければならない。
- （2） 清掃作業中第三者及び道路の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
- （3） 清掃施工上当然必要と思われる軽微な事柄については、発注者の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。
- （4） 受注者は、清掃業務の記録になる業務写真を、着工前・施工中・完了後に区分して撮影し、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。
- （5） 作業中で発生するゴミ等は、受注者の責任において適正に処理すること。
- （6） 業務完了後、社内検査で出来形図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。
- （7） その他、仕様書に明記されていない事柄が発生した場合は、発注者受注者協議の上、適正に処理すること。

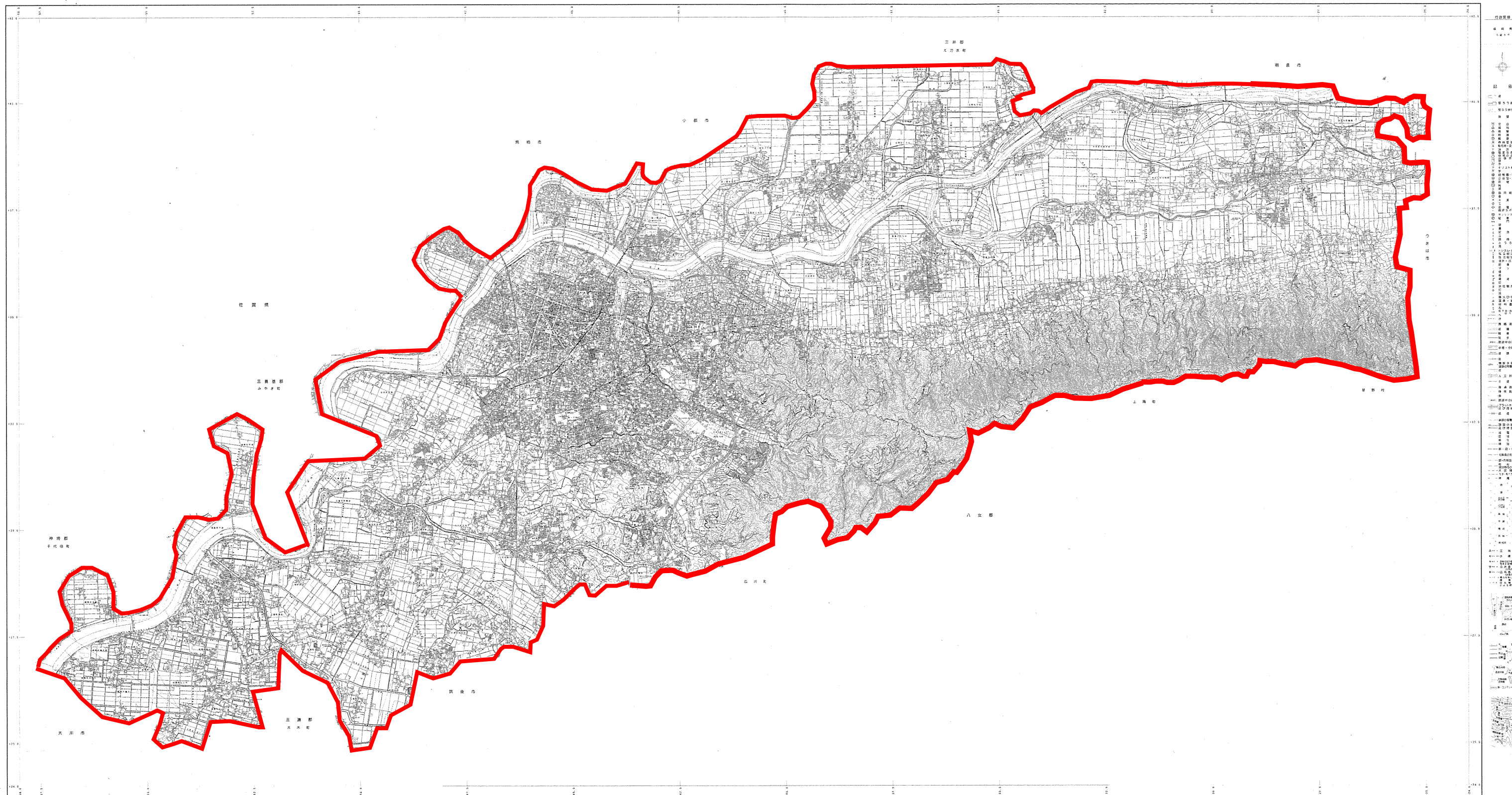
- 6 受注者は各指令書の緊急性を考慮し、監督職員の指示に従い、速やかに履行し遅延しないことを原則とする。また、指令書の内容について疑義が生じた場合にも、速やかに監督職員と協議を

行うものとする。

- 7 清掃時間は、原則として交通に影響の少ない時間に行うものとする。
 - (1) 作業中には、車両の前後に「道路清掃中」の標識を取り付けると共に、道路使用許可を遵守し作業を行うこと。
 - (2) 作業中の従業員は統一した黄色のアノラックス又はチョッキ等を着用し、これに反射シートを取り付けると共に保安帽及び腕章を着用すること。
- 8 受注者は第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務履行に伴い、第三者に与えた損害補償する保険に加入すること。また、監督職員にその写しを提出すること。
- 9 本単価契約に含まれる工種で規格のみが異なる場合は、別途積算により算出した直接委託費に、原契約の諸経費率及び請負率を乗じた金額を委託請負価格として計上するものとする。
- 10 受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
- 11 受注者は、業務の下請作業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお、違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。
- 12 本単価契約に含まれる工種で規格のみが異なる場合は、別途積算により算出した直接委託費に、原契約の諸経費率及び請負率を乗じた金額を委託請負価格として計上するものとする。
- 13 仕様書に明記されている「工事」は「業務」と読み替えるものとする。
- 14 本仕様書に明記されていない事項は、監督職員と協議し、指示に従うこと。

1:25,000

久留米市全図



この地図は平成14年2月現在の状況に基づいて作成されたものであり、1:25,000の縮尺で表示されています。

1:25,000

久留米市

